

2024年度—第40期—

社会福祉法人 障友会 事業計画(案) (2.20Ver.)

社会福祉法人 障友会

(はじめに)

今年は元日から能登半島で大きな地震が発生し、2日には羽田空港で航空機事故が起きるなど大変な出来事が続きました。当法人でも南海トラフ地震に備え、災害BCP計画を策定するとともに堺市から福祉避難所の指定を受けるなどいざという場合の準備をしていますが、改めて気持ちを引き締めなければなりません。

また、これまで長らく続いたコロナ禍により生活上のさまざまな制約がありましたが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更され、今まで中止していた様々な行事が再開されるとともに、大阪都心部では大勢の観光客の姿を目にするようになるなど、かつてのにぎわいが戻ってきました。

当法人でも今まで外出できなかった各種行事も再開し、わららか草部ではカップヌードルミュージアムや海遊館へ、堺みなみでは観光バスを使って奈良の金魚ミュージアムへの日帰り旅行も実施しました。コロナ感染症はまだまだ油断はできませんが、長きにわたり感染防止対策やクラスターでの対応にご協力いただきましたご利用者・ご家族、そして職員の皆さまに心より感謝申し上げます。

また障友会では築40年を迎えようとする堺みなみの将来の建て替え用地として、近隣に900坪の土地を取得しました。当面は公用車や職員の駐車場として、またご利用者の運動広場として活用しながら今後の計画を構想していきたいと考えています。

一方、私たち障害福祉事業を取り巻く環境は、新型コロナの影響による減収や物価高騰による経費の増大など一段と厳しさを増しています。国においても障害者総合支援法施行後3年の見直しやグループホームの通過型の新設などの議論が行われています。そして今年は3年ごとの障害福祉サービス報酬改定の年でもあります。障害福祉制度が平成15年に措置から契約に切り替わって早20年、その間にも支援費制度から自立支援法、総合支援法と法律も大きく変わってきました。報道では今回の報酬改定率は全体で+1.12%になるとのことで、コロナ禍による利用休止の影響や昨今のエネルギー価格、物価上昇などにより事業経営が大変厳しい中、不十分ではありますが何とかプラス改定となりそうです。しかし中身をみると大きな変化が多数あり、特に生活介護に関して営業時間から支援時間ごとの報酬設定へ変更されるなど、当法人にも収入・体制などで多大な影響が危惧されます。

障友会ではこれらの経営課題や環境の変化に対応すべく、家族会代表などのご協力を得ながら懸案であった第3次の中・長期計画を昨年3月に策定しました。今後は中・長期計画での議論を踏まえ、将来の障友会を見据えた目標を設定し、設立理念である「あたりまえの生活」をめざしてご利用者やご家族が安心して過ごすことのできる持続可能な事業運営に取り組んでまいります。

当法人も創設40年目を迎えます。人類が地球で暮らし続けていくために2030年までに達成すべき国際目標であるSDGs(国連が定めた持続可能な開発目標)では「だれ一人取り残さない」ことをうたっています。当法人も未来に向けて、現在のご利用者をはじめ堺に暮らす障害者のあたり前で生きがいのある生活の実現をこれからめざしてまいります。

障友会の長期目標

(1) 法人理念の実現

○法人の設立理念「あたりまえで生きがいのある生活」の実現を貴く

- ・設立当初のサービス資源がほとんどなかった時代に比べ、現在は法制度が確立されて新たな事業参入が相次ぎ、利用者が事業所やサービスを選べる時代になっています。
- ・しかし、制度が充実した現在においても重度の障害の方の受け入れ先は比較的少なく、施設コンフリクトの問題や地域との共生はまだ不十分であるなど、健常者と同じ「あたりまえの生活」は実現できているとは言えません。
- ・法人の設立理念は今も変わらず当法人としてめざすべき姿であり、今後も堺市地域にお住いの知的障害者を中心に「あたりまえで生きがいのある生活」を支援していきます。

○どんなに障害が重くとも、人間として「あたりまえで生きがいのある生活」ができるように

⇒重度であっても一人一人のあたりまえの生活を考えた支援をめざすとともに、それを実現できる事業を進めます。

○ひとりひとりの大人としての基本的人権が守られ、人格が尊重されて、この人たちへの偏見や差別がなくなるように

⇒職員の日々の支援の基本方針として規定します。また、利用者の人権や尊厳を尊重し、期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。

○仲間とともに「働く」ことを通じて、限りなく人間として成長してゆけるように

⇒様々な授産活動、生活体験や社会性を身につける活動などを通じて元気な間はできるだけ作業を取り入れ、働くこと・向上することに生きがいと喜びを見出せるようにします。

○それぞれの人の「力」が精一杯発揮できて、可能な限り自分の生活を切り拓いてゆけるように

⇒一人ひとりの意思を尊重し、地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を注ぎます。

○家族や地域社会の人たちと一緒にいつまでも仲良く、助けあいながら、元気で過ごせるように

⇒共生社会の実現に向けて、地域・社会への参加機会や地域の人たちと関われるような活動を増やします。

○親なきあとも、生まれ育った堺の地でいつまでも豊かな暮らしが営めるように

⇒ご利用者の高齢化や重度化に対応できる設備や仕組みを導入し、またグループホームなどの新たな住まいの場を確保していきます。

(2) 基本的な目標（第3次中・長期計画より）

○ご利用者の高齢化・重度化に対応する。

- ・長く当法人のサービスをご利用の方が多く、次第に高齢化・重度化が進んでいます。
- ・これらの課題に対応できる事業形態や施設形態を模索し、取り入れていきます。
- ・ご利用者の高齢化、親亡き後を見据えた住まいの場の確保や医療的サービスとの連携に努めます。職員も高齢化・重度化に対応できるスキル・ノウハウを積み上げていきます。

○地域に開かれ地域と共生する。

- ・ご利用者の地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を入れていくことが肝要です。

- そのためには、地域社会への参加機会や地域の人たちと関わられるような活動を増やすことをめざします。
- また、社会福祉法人としての公益活動やボランティアの開拓など地域との連携に努めます。

○特色ある授産活動やレクリエーションで充実した生活を実現する。

- 魅力ある授産事業の開発や重度中度の方でも可能な作業など特色ある授産事業を研究し開拓していくことや授産工賃の向上をめざします。
- コロナ禍の中でも、利用者がいろいろな体験や外出ができるような取り組みやレクリエーションなどのメニューを工夫し研究していきます。
- ICT化を進め、利用者支援やご家族への情報提供などに活用できる手法を研究します。

○将来を担う職員を育成する。

- 期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。また法人の経営理念、期待する職員像に基づいたトータルな人材育成、マネジメントを構築します。
- 経営理念や経営方針を幅広い職員が理解するよう努めるとともに、リーダー層は幅広い視野の醸成などにより次世代の経営層の育成に努めます。

○持続可能な経営基盤を確立する。

- 新型コロナウイルス感染症への対応や人件費の増大、利用者の確保競争などにより、法人の経営環境が厳しくなっています。今後、堺みなみなど法人施設の建て替えや利用者の高齢化・重度化に対応した施設整備が必要となっています。
- サービス報酬の確保や効率的な事業運営で健全な財務規律を確立し、必要となる施設建替えや改修、新たな事業の財源を確保します。

法人・施設の経営、運営に関する基本方針

- 1) つねにわが国の政治、経済、社会（社会保障、社会福祉など）等の大きな動向を注目、把握し、そのうえで向後の法人のあり方等を展望します。
- 2) 堅実、確実な法人の経営を旨とし、必要性に、又時機に応じて将来を切り拓きます。
- 3) 各種の法令を遵守し、法人内組織の強化や管理運営体制の整備、強化に努めます。
- 4) 計画的、合理的な法人、施設の経営、運営体制を整備構築して業務の適正な執行に努めます。
- 5) 民主的、近代的な経営、運営を基本とし、全ての職員にとって働きやすい、働きつつけることのできる諸環境や諸条件の整備をすすめます。
- 6) つねに利用者、家族が発する諸ニーズを尊重し、それらのニーズの実現に、そして利用者のよりあたりまえで生きがいのある、又家族にとって安心の大きい事業と支援の提供に努めます。
- 7) 家族を含めた関係者が参画する「法人の将来を展望する機会」を設け、将来の法人のミッションについて共に検討します。
- 8) 各施設の家族会、後援会、法人役員、さらには法人の職員等と諸情報を共有し、共通の認識を基礎として法人、施設の経営、運営をすすめます。
- 9) 日々の適切な利用者支援のため、又将来の法人、施設の経営、運営の担いのために法人職員の「人材育成」をすすめます。
- 10) 関連組織や機関、団体等への職員の参加、参画を積極的にすすめ、又、何らかの役割の担う等を通じて職員の視野や認識の広がりさらには関係性の深まり等を保証します。又そのことを通じて法人の社会的位置や存在感等の向上に努めます。
- 11) 同業他法人、組織、団体等との共同活動やソーシャルアクション、学習や研修会等に積極的に参加します。
- 12) 社会福祉法人としての公益性を認識し、地域社会の生活諸課題ニーズの把握に努め、可能な限りこれらテーマの解決、改善のために努めます。

支援のあり方に関する基本方針

- 1) 利用者の人権、尊厳の尊重、対等平等の支援に努めます。

利用者の人権や人間としての尊厳を尊重し、このことを基礎にした取り組みを一層強化します。支援者のいわゆる上から目線や強い者目線、言動を排除して、利用者との対等平等、同じ高さ目線での関係づくりに努めます。

そのため職員への適切な職場研修を強化推進するとともに、日常的に業務の内容や利用者との関係性、コミュニケーションのあり方等をふりかえり、検証する機会を設けます。

又職員同士が相互に指摘しあえ、助言しあえる職員関係、職場風土の醸成に努めます。
- 2) 利用者の「意思」の尊重、意思決定支援に努めます。

各日中事業所における利用者のグループ支援、活動支援とあわせて、一人ひとりへの個別支援を大切にします。

利用者個々の意思、ニーズを的確に把握し、その実現に向けて利用者とともに力を尽します。意思やニーズの表明等が困難な利用者については、様々な工夫を講じて意思が形成され、何らかの方法で表明されるようとりくみをすすめます。そのための支援者のスキルや表明を受け止める感性の向上にも努めます。
- 3) 利用者のストレングスに着目した支援に努めます。

利用者の長所・得手・強みなど、いわゆるストレングスに着目、活用した支援に努めます。利用者の自信やプライドを高め、それが生活力の向上や人格的な成長につながることをねらいとします。

4) 目で見てわかる（わかりやすい）支援に努めます。

人間の聴覚情報処理能力に比べて視覚情報処理能力の優位性に着目し、利用者を取りまく諸環境の可視化、構造化に努めます。

建物内外の物理的環境はもとより、時間や活動（プログラム）内容などについても可能な限りの可視化に努め、誰にとってもわかりやすい環境の整備にとりくみます。環境のわかりやすさは活動や暮らしの見通しにつながりそれが又安心な日々の生活につながります。

5) 虐待につながらない支援をめざします。

利用者の人間として、又成年としての尊厳を尊重し、個性、個別のニーズに配慮したていねいで安心、安全な支援に努めます。

とくに身体介助が必要な利用者についてはその際の手順や介助の方法等について利用者への十分な説明と了解、同意を前提に実施します。

6) 利用者の高齢化、要介護化、医療ニーズに対応する支援を行います。

高齢化、要介護化に対して、一人ひとりの状態にていねいに真摯に向き合います。利用者の立場や心身の状況があるがままに受け止めて、利用者に気持ちの負担をかけることのないような支援に取り組みます。

物理的な環境の整備も行い、合理的配慮のある支援に取り組みます。又、一人ひとりの医療ニーズにも可能な限り適切に対応します。

日常的なバイタルチェックや見守りを適切に実施し、健康診断等の諸情報を関係者が共有して、傷病等の予防に生かせるよう努めます。

7) 安心、安全を提供する支援を行います。

利用者が安心、安全な日々を送ることができるよう努めます。日々に発生する「ヒヤリ・ハット」や傷病、事故等をしっかりと受け止めて分析し、職員全体で知恵を出しあって対策を講じ、もって再発の防止、事故、傷病の軽減に努めます。

又、「大事に至らなかった、予防的に対応できた」等の好事例を評価しあうことでも職員の事故防止に対する意識や認識の向上を図ります。

8) 利用者に寄り添う支援を実施します。

あたりまえで生きがいのある日中の暮らしや「暮らしの場」の確保、実現のため職員の人権意識の向上や価値観の醸成、共有に努めます。

又、利用者一人ひとりのこれまでの半生に思いをはせ、想像し、そして共感できる力を養うことで日々の利用者への「寄り添い」が実現するよう努めます。

9) 苦情、要望を利用者支援に生かします。

諸方から日常的にいただく「苦情・要望」に対して真摯に、前向きに受け止め、しっかりと分析検証の上事業運営や利用者支援に生かします。

「ヒヤリ・ハット」事案とともに苦情解決事業第三者委員の指導、支援を業務遂行上の教訓とし、事業運営、利用者支援に反映させます。

10) 防災、防犯への対応を強化します。

火災、洪水、地震さらには停電等を想定した避難訓練や利用者への学習を実施します。万が一の場合に備えて食物や飲料水等を各事業所毎で日常的に備蓄し、災害等避難時に対処します。

夜間、休日等の建物の戸締り、施錠を確実に実施し、又、昼間の不審者等への対応訓練をまずは職員が実施して防犯対策とすることで利用者の安全を守ります。

2024年度事業の運営方針

第3次中・長期計画に基づき、知的障害のある成年の日中における諸活動、社会参加、そして地域社会での継続した暮らしを総合的に支援するとともに、他機関とも連携をしてご利用者・仲間の暮らしがより豊かで生きがいのあるものとなるような支援、援助に努めます。

1) 日中活動支援事業

ご利用者の日中の暮らしや活動の場、社会参加の場として6ヶ所の事業所を展開し、各利用者の心身の状況やニーズに応じた支援、援助を提供します。「日々、住いの場から日中活動の場に通い、仲間たちと共に働き、活動をする。そして夕刻にはふたたび住いの場に帰宅する。」というおよそ人間としてのあたりまえな日々の普通の暮らしの実現を支援します。

日中活動は「利用者ニーズ」に基づく多様なとり組みや機会であって、利用者にとって喜びややりがいのあるものになるよう努めます。活動内容の選択は可能な限り「利用者第一主義」を原則とします。また就労を求める利用者についてはその場所、時間、仕事を提供し、より高い工賃が確保できるよう注力します。

2) 地域生活支援事業

①ショートステイ

法人内外の利用者の家族にどのような事態が発生しても、利用者がひきつづき地域社会で暮らしていけることができるよう、また日中活動への参加が中断されないことがないよう、ショートステイ事業の実施により支援します。家族のひとときの休息を保障する場として、また成年である利用者の家族から離れた暮らしの体験の場としてもショートステイを位置づけ、それらの実現を支援します。

夜間、休日等における家族の緊急事態にも適切に対応し、利用者や家族の安心、安全を守ります。

②グループホーム

様々な事情によって家族との暮らしが困難になった利用者が引き続き地域社会で暮らしていけることができ、また日中活動への参加が中断されないことがないようグループホーム事業により支援します。

グループホームでの暮らしは少人数とはいえ集団生活という限界はありながらも、できる限り利用者のニーズに応じた普通の暮らしに近いスタイルを準備し、その実現に努めます。また、各グループホームの安全安心な管理運営体制を確保し、支援者の資質の向上に努めます。

③利用者個々の地域生活を支援します。

ご家族と生活されているご利用者、また一定の生活力がありグループホームを利用しないご利用者については、個々のニーズに応じて他機関との連携のもと安心、安全な地域生活の継続を支援します。

3) 相談支援事業

生活のコーディネーター役である相談支援事業所の役割、機能を最大限発揮できるように努めます。法人内外のご利用者や家族に寄り添いながら、利用者の日々の心身の状況、家族の状況、諸事情等を適確に把握し、それらから発生する諸ニーズに適切に対応します。

各利用者のライフステージに応じた暮らしのあり方等をともに考え、よりよいライフスタイルの実現に

努めます。また、利用者、家族の安心、安全でより豊かな暮らしを支えます。

2024年度法人の事業計画

1) 第3次法人の中・長期計画の推進

法人理事やご家族代表などの参加により、我が国の障害福祉施策の現状の分析等とあわせて当法人の課題分析を行い、今後の法人のあり方、方向性について約1年をかけ議論してきました。それらをまとめ昨年3月に第3次中・長期計画を策定しました。

昨年度に引き続き、当計画に基づき新たな10年に向けて事業を推進してまいります。

2) ご利用者の高齢化・重度化に対応する事業運営

当法人は、日中活動の場である通所事業と居住の場としてグループホームを中心に整備・運営してきましたが、利用者の高齢化・重度化が進み、当法人の今までの通所事業所やグループホームではリハビリや医療対応が難しいなど課題を抱えています。そのため、各事業所施設において利用者の高齢化や医療ニーズ等に対応しやすい仕組みを導入することをめざします。

①強度行動障害等への対応の強化

障友会は主に知的障害をお持ちの方々を支援していますが、中でも強度行動障害をはじめ重度の知的障害の方がたくさんおられます。堺市では2024年度からこれら強度行動障害を有する方への地域支援体制の構築に向けて、地域の中で暮らし続けることを実現していくことを目的として、支援力を上げる、支援体制・ネットワーク・社会資源の整備などを行うための施策を新たに構想中であり、国においても強度行動障害を有する方の受け入れ体制の強化について議論がなされています。

当法人ではこれら重度の方への支援力を上げるため、職員に強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を積極的に受講させるとともに、堺市が実施する事業に積極的に取り組んでいくことを検討します。

※強度行動障害・・・「自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行為、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと」（国資料より）

②大規模事業所におけるリハビリテーションの導入

ご利用者の高齢化に伴い、医療・介護やリハビリの必要な方が増えつつあります。当法人ではこれまで小規模の生活介護事業所でPT（理学療法士）の指導によるリハビリを導入していましたが、堺みなみとわららか草部では導入できていませんでした。そこで、これら大規模通所事業所においてもPTの指導によるリハビリの導入に取り組み、必要な方について体力の衰えによる介護の軽減や転倒の防止などに取り組みます。

③通所事業所での医療体制の強化

ご利用者の高齢化に伴って生活介護事業所での健康観察や医療機関への通院ニーズが高くなっているため、堺みなみなどの大規模通所事業所や、医療的ニーズの高い方が多いフレンズにおいて、看護師を毎日配置できる体制の整備をめざします。

④グループホームの医療連携の強化

環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続してグループホームでの生活を継続できるよう、日常的な健康管理を行ったり医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる体制を確保します。具体的には、訪問看護ステーションとの契約により定期的に看護師がグループホームを訪問し、バイタルチェックや服薬管理、健康相談を行うとともに、緊急時の常時連絡体制を整えることをめざします。

3) グループホームへの入居受け入れ

今まで入居されていたご利用者の入院や退所に伴い既存のグループホームで若干空室が出てきたため、法人内でグループホーム運営委員会を開催し、入居必要性の高い方や入居希望の高い方について、GHの構造等の受け入れ環境も含めた観点から入居の調整を行います。また、今後の整備については、国の報酬改定や堺みなみの移転整備の構想を踏まえながら引き続き検討していきます。

4) 通所事業における支援の充実

①授産活動の活性化

2023年度はコロナ感染症が5類へ分類移行され、様々な活動が復活しました。市役所バザーをはじめ各地の授産製品バザーが再開し、うららのお店でも土曜日のふれあいモーニング再開や地域の夏祭りへ参加しました。また、各事業所においては組み立てや内職作業等を新たに受注し、できる限り工賃を確保するよう努めました。

一昨年度から、市内事業所授産製品を共同販売しているパッセの代表を当法人の通所事業所管理者が務めています。そこでパッセの活動に積極的に関わりながら、当法人の製品の積極的な販売促進に努めます。また今後は、全国の魅力的な授産製品の仕入れ販売などを含め、授産製品の販路拡大を図るなど引き続き授産工賃の向上を目指します。

②充実した生活の実現

ご利用者やご家族に魅力的な特色ある活動（農福連携や発達支援研究、社会性を身につける活動など）を研究します。また、レクリエーションや外出先の事例集を作成するなど、ウイズコロナでもご利用者が様々な体験や外出ができるような取り組みやメニューを工夫していきます。

5) 地域に開かれ地域と共生する事業運営

①うららのお店のふれあいモーニング

うららのお店では2018年から月2回、地域の70歳以上の高齢者に低額で朝食（セット）を提供する活動を行ってきました。2020年度から新型コロナウイルス感染症への対策で中止していましたが、昨年より再開し、高齢者の閉じこもり防止や地域とのつながりづくりに役立っています。今年度もこの活動を継続していきます。

②大阪しあわせネットワークへの参画

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画して活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に次年度も参画し、府内他法人とともに経済的な生活課題のある府民への支援を行い、社会福祉法人としての役割を果たします。当法人ではわららか草部、堺みなみそれぞれにコミ

ユニティソーシャルワーカー（研修を受けた法人職員）を配置して対応しています。

③夢のおもちゃ箱を通じた公益活動

市内の病院の小児科等病棟に入院する子どもたちへの訪問パペットセラピー活動と、地域の高齢者や障害者等に向けたミニコンサート等を行っているボランティアグループ「パペット&アーティストファミリー 夢のおもちゃ箱」の活動を支援しています。

昨年度は 10 月に堺市西文化会館ウエスティで開催された「第 6 回ピュアハート心の歌コンサート」を共催させていただくとともに、当法人のご利用者も約 200 名が参加しました。今年度も引き続き開催を支援していきます。

④地域共生の取組みを検討

障友会はこれまで「障害のある人たちにあたりまえの生活と生きがい」との理念のもと、主に障害者本人とそのご家族を対象として支援を行ってきました。一方、我が国では、高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。そこで当法人も、空き缶等リサイクル活動や清掃散歩など、各事業所・施設ができる地域の住民との交流やともに地域を作っていく取り組みなどについて検討し、地域とともに歩む社会福祉法人をめざします。

6) 将来を担う職員育成

①職員の確保

社会福祉分野での人材不足が常態化しています。当法人においては学生就職サイトであるマイナビと契約して就職ウェブサイトを開設し、説明会も ZOOM でのオンライン開催とするなど積極的な確保対策を行っており、今期もオンライン面接と施設見学を経て一定数の新規職員の確保ができました。これからもより良い人材の採用をめざして施設見学や実習への誘導などに努めます。

また、非常勤職員についても地域求人サイトへ掲載するとともに、求人情報誌「ぱど」の活用、当法人ホームページにも採用情報を掲載し、人材確保の広報活動に努めます。

さらに、2022 年度から障害福祉施設部会として複数法人共同で人材確保のための「福祉のしごと交流会」を開催しており、積極的に参加しています。

②職員研修の充実

利用者支援の向上と職員のスキルの獲得のためには不断の研修の実施が欠かせません。新人研修を始めとした職員のキャリアごとの研修に加え、動画配信「サポートカレッジ」による職員の自己研修を継続して実施し、職員の資質の向上に努めます。

また、当法人が加盟する団体の外部研修については、昨年度から正職員だけでなく非常勤職員へも受講費の補助を行うなど職員自ら学ぶことを推奨しており、今年度も育成に努めます。さらに他法人の視察やサービス管理責任者・強度行動障害研修といった研修を積極的に受講させることで支援技術の向上を図ります。

③キャリアパスの確立と目標管理等の実施

各職位におけるキャリアパスを策定し、その職位での業務を全うしてもらうために、2022年度から理事長による管理者以上の職員の目標管理、自己評価制度を実施しています。これは自らの業務を見直す機会となるとともに、ヒアリングの導入によって各管理者との意思疎通や期待される役割を認識する機会となっています。今年度も継続し、管理者の成長を促していくことで事業の推進力強化につなげます。

④職員研究プロジェクトの推進

当法人では従来から職員有志による発達障害研究会の開催や転倒防止の研究会などをおこなってきましたが、2022年度には食事、排泄、送迎などの支援業務マニュアルの策定を、2023年度は行事・レクリエーション事例集を作成しています。

今年度も職員による研究会の活動を推進し、よりよい事業運営に向けて取り組みます。

7) 持続可能な経営基盤を確立する

近年、多くのNPOや株式会社を含めた事業者が障害福祉サービス事業に参入してきています。このこと自体は障害者・ご家族にとって選択肢が増えることであり良いことではあるものの、一方で当法人としては新たなご利用者の獲得が難しくなってきました。また、ご利用者の高齢化・重度化によって、支援する職員も増やしていかなければ十分な支援ができなくなってきました。さらに近年のエネルギーや物価の高騰、職員人件費の増加により、法人の事業運営は大変厳しい状況になっています。

そのため、業務の効率化や各種加算の獲得、人的資源の効率配分、事業の再編などにより、人手が少ない中でもできるだけ効率的な運営ができるよう工夫を行い、将来の投資の費用を生み出すなど持続可能な事業運営をめざします。

①給食業務の委託化

福祉事業をめぐる人材不足が叫ばれて久しい状況ですが、昨年度当法人でも栄養士や調理員の退職が続き給食業務がひっ迫する状況となりました。そのため、一部の給食を簡単に作れるものに変えたり弁当に切り替えたりして急場をしのいでいる状況です。

当法人では現場調理による美味しい給食をご利用者に提供することはぜひ続けていきたいとの考えから、今年度からわららか草部と堺みなみでの給食調理を給食会社に委託する予定です。内容は今まで堺みなみとわららか草部で行ってきた調理業務を同じ場所で委託業者が調理する方式であり、引き続き出来立ての温かい給食を提供できるようにします。また刻み食や糖尿食等の対応も可能とし、小規模事業所もできた給食を今まで通り取りに来てもらう方式で予定しています。

②わららか草部の生活介護への統一

わららか草部は定員70名のうち、58名が生活介護、12名が就労継続支援B型の多機能型の通所事業所でしたが、ご利用者の高齢化に伴い作業工賃が少なくなっていることや日々の生活状況が生活介護とほとんど変わらなくなっていることなどから、就労継続支援B型を廃止し、生活介護への統一を図ります。このことにより事業運営の効率化を図り、より生活実態に沿った支援を行うことをめざします。

③2024 年度報酬改定への対応

障害福祉サービスは 3 年に一度報酬改定が行われますが、今年度は診療報酬・介護報酬共に 3 つの報酬が改定される大きな変化の年です。2 月に厚生労働省から障害福祉サービス報酬改定の概要が発表されましたが、強度行動障害を有する障害者の受け入れ体制の強化や感染対策、虐待防止対策等未達成への減算や食事提供加算の見直し、グループホームの地域連携推進会議の設置などがうたわれています。とりわけ生活介護に関しては 20 人単位から 10 人単位への定員設定の変更や時間ごとの報酬設定への切り替えなどがあり、当法人にも収入、体制等で多大な影響が危惧されます。

改定内容の詳細はまだこれから明らかになるものの、必要な対応については早急に手当てしていくことを検討します。

④各事業所での各種加算等の積極的な確保と利用者増

各通所施設やグループホームでは高齢化や重度化で以前より人手がかかり、人件費も増加傾向にあります。そこで積極的に各種加算の取得などを検討し、重度化への対応とともに収入の確保を図ります。(生活介護とグループホームの重度障害者加算、わららか草部と堺みなみでのリハビリテーション加算、グループホームでの医療連携体制加算の取得など)

また、わららか草部については利用者の高齢化・重度化が進んでいることから、昨年度生活介護を 2 つのグループに分け、それぞれのグループにより適した支援を行いやすくする生活介護単位制の導入を図りました。

※単位制・・状態の異なる利用者グループを分けて支援をする方法 (1 単位 20 名以上)

⑤ショートステイの経営改善

ショートステイは利用者が地域生活を営んでいくうえで不可欠な事業でありながら、その経営は非常に厳しい状況となっていました。昨年度は稼働率を年間 85%以上にあげることを目標として収支は改善の見込みが出てきています。今年度も引き続き稼働率の向上や事業の効率化、定員スケールメリットの活用など様々な検討を行い収支改善をめざします。

⑥利用者の確保

近年 NPO や民間事業者の参入による日中活動事業所やグループホームの量的拡大が起こっており、障害福祉分野においても利用者の獲得競争が始まっています。このこと自体は障害者施策の進展によるもので、障害者サービスも選ばれる時代になってきたことは喜ばしい事だと考えます。一方で、そのため当法人の新規利用者は減少傾向にあり、在籍利用者の高年齢化、疾患の重篤化等により、利用の中止や終了が増加するとともに全体の利用者数が減り始めています。今後、事業の持続的な継続のためにも、パンフレットやホームページでの PR の拡充とともに、支援学校へのアプローチを強化することなどにより新規ご利用者の確保に努めます。

また、従来から通所施設の支援時間を長くしてほしいとのご意見があり、支援時間の延長やそれに代わる方法の可能性について、職員体制や支援内容などを踏まえ研究を行います。

⑦老朽化施設の修繕・整備計画策定と小規模事業所の再編等の構想検討

築 40 年になるとうする堺みなみ、30 年以上が経過した平井ホーム、既存建物を活用して開所 20 年が経過しているうららのお店など、当法人で老朽化した建物の修理や再整備が課題となっていてい

ます。

そのため、現在の堺みなみと平井ホームについては建物診断を行い、必要な修繕計画等を策定します。また堺みなみについては、昨年度購入したばら池隣地への将来の移転を前提に建替えスケジュールや建物等の基本構想を検討します。うららのお店についても数年後には修理が必要と予想されるため、4か所ある小規模事業所の再編等も念頭に、引き続き今後のあり方を模索します。

⑧国の交付金による職員処遇改善の実施

国の総合経済対策に基づき、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金が2024年2月から実施されます。当法人では積極的に本交付金の申請を行うとともに、職員の処遇改善に役立ていきます。

9) よりよい事業運営に向けての取り組み

①防災対策等の推進

今年は元日から能登半島で大きな地震が発生し、人的・物的ともに大きな被害がありました。当法人でも南海トラフ地震に備え、2022年度に災害BCP計画を策定するとともに堺市から福祉避難所の指定を受けるなどいざという場合の準備をしています。

今年度も防災、発災に対する研修、各事業所における避難訓練等の実施、備蓄用食料飲料等の点検と充足を確実なものとしします。また、大阪府の「大阪災害派遣福祉チーム ― 略称大阪DWAT」に職員3名を登録しています。

②感染症予防の取り組み

新型コロナウイルス感染症はクルーズ船での発生以来4年が経過し、世界中の経済や人々の生活に大きな影響を与えました。この間、当法人においてもご利用者や職員の感染が相次ぎ、通所事業所やショートステイを臨時休所したりグループホームでの隔離生活を強いられたりしました。昨年度は感染対策とともに夏と冬にご利用者のワクチン集団接種を実施しましたが、11月にも集団感染が発生するなどまだまだ予断は許しません。また、この冬はコロナ対策のせいここ2、3年流行が抑えられていたインフルエンザも多くなっているとの報道がありました。

この度厚生労働省の指導により、感染症委員会の設置開催、感染症対策指針の整備を行うとともに、新型コロナBCP計画をより実地的な感染症BCP計画として改定しました。今年度からは職員研修と感染症予防のための訓練を実施し、その予防に努めます。

③虐待の防止と利用者処遇の向上

厚生労働省の報酬改定に伴う指導により、2022年度に虐待防止委員会に身体拘束適正化委員会を併設し、身体拘束適正化指針の作成とそれに伴う虐待防止対応規程の改正を行いました。

今年度も、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）を開催し各事案を報告するとともに、関連する研修を実施し、利用者の処遇・支援の工夫と向上に努めます。

④事業所支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人内各事業所への運営、指導、助言（支援）活動である「事業所支援活動」を2019年度から行っています。本活動は法人理事2人、業務執行理事2人、他事業所の管理者1人という5人体制を基本として実施しています。本事業は当該施設の職員にと

っても支援活動チームの構成員にとっても、日々の運営のマンネリを廃し「気づき」を得られる機会と高い評価を得ているところです。2023年度は市の実地指導等があり実施できませんでしたが、今年度も継続して活動していきたいと考えます。

⑤法人広報活動の推進

2023年度も法人パンフレットの活用やホームページを更新し、各事業についてよりわかりやすく紹介しました。これらは、ご家族や関係者への広報になるだけでなく、支援学校への利用者確保 PR や大学等への採用活動など、法人の存在や活動を広く PR することにつながっており、今後も必要に応じて更新に努めます。

また、当法人の機関紙「至心」については、各事業所での出来事やイベントなどを紹介するだけでなく法人のトピックスなどを掲載しています。今年度も年4回、3カ月に一度の発行を継続していきます。

⑥40周年に向けた取り組み

障友会は1985年の法人創設以来、40年目を迎えます。いよいよ2025年には創設40年の節目を迎えることになり、今年度は創設40年に向けた取り組みの準備を開始します。